

国民健康保険料均等割額の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の見直しに伴う規定の整理について

1 改正理由

平成27年1月14日「平成27年度税制改正大綱」が閣議決定され、「国民健康保険税均等割額の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得」が見直されることになった。今後、国民健康保険料についても、同様の政令改正が予定されているため規定を改める。

政令改正は2月末に公布される予定である（国民健康保険法施行令第29条の7・新宿区国民健康保険条例第19条の2）。

2 改正内容

国民健康保険料均等割額の軽減措置対象世帯の軽減判定所得を見直す（5割軽減・2割軽減の判定基準を見直す。）。

3 均等割額の減額賦課対象世帯の判定基準例

- ア 5割軽減の拡大 → 軽減対象となる世帯の所得基準を引き上げる。
 (現行) 基準額 33万円+24.5万円×(被保険者数)
 (改正後) 基準額 33万円+ 26万円×(被保険者数)
- イ 2割軽減の拡大 → 軽減対象となる世帯の所得基準額を引き上げる。
 (現行) 基準額 33万円+45万円×被保険者数
 (改正後) 基準額 33万円+47万円×被保険者数

4 改正条例(案)

新宿区国民健康保険条例(昭和34年条例第11号)新旧対照表

改正案	現行
(保険料の減額) 第19条の2 (略) (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、 <u>26万円</u> に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの イ～ハ (略) (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、 <u>47万円</u> に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの イ～ハ (略)	保険料の減額) 第19条の2 (略) (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、 <u>24万5,000円</u> に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの イ～ハ (略) (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、 <u>45万円</u> に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの イ～ハ (略)

5 施行期日

平成27年4月1日